

追加資料

窓口業務取扱数の推移

業務内容		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸館業務	定期使用許可書交付数(団体)	40団体	37団体	33団体	26団体	29団体
	随時使用許可書交付数(件)	694件	614件	470件	341件	413件
	使用人数(延べ人数)	26,153人	18,495人	6,912人	8,492人	13,484人
住民票・戸籍・印鑑証明等 交付	交付枚数	1,374件	1,337件	1,272件	1,067件	1,092件
	申請者数	1,063人	1,314人	1,236人	1,053人	813人
テニスコート等の料金徴収及び許可証発行(件)		626件	646件	732件	719件	862件
図書の利用	蔵書数(冊)	1,579冊	1,697冊	1,679冊	1,706冊	1,674冊
	貸出冊数	352冊	386冊	401冊	365冊	445冊
	利用人数(人)	204人	233人	229人	202人	233人
印刷機の利用(自治会・子供会等)(人)		148人	237人	106人	139人	139人
コピーサービス(人)		140人	135人	148人	96人	80人
EM菌販売(人)		22人	23人	19人	18人	15人
いばらきシニアカード配布受付(人)		10人	17人	6人	7人	70人
いばらきキッズクラブカード配布受付(人)		2人	3人	5人	9人	7人

守谷市文化会館は、隣保館として運営しています。

参照：「全国隣保館連絡協議会」発行の「新版 隣保館運営の手引」

【隣保館とは】

国民的課題としての同和問題の解決に資するため、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に向けた各種事業を行うために設置された施設が隣保館です。

隣保館は、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター」として、生活上の相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として運営されています。

【隣保事業の歴史】

大正時代後半に同和問題が深い関心を持たれるようになり、重大な社会問題として認識されるようになりました。

昭和33年に隣保事業は、「社会福祉事業法」の第2種社会福祉事業に加えられたものの、戦前からのセツルメント的な概念が根底にあり、いわば貧民救済的な社会福祉の色彩が濃く、同和問題の解決という課題が明確に規定されていませんでした。しかし、昭和44年により施行された「同和対策事業特別措置法」の発足に伴い、「同和対策対象地域における隣保館運営要綱」が定められ、隣保館は、地域における行政の総合的な窓口として、同和行政の第一線機関として位置づけられました。

その後、平成9年4月以降、隣保館については、社会福祉費業法に基づく施設としての位置づけのもと、今日的な役割の重視から、周辺地域住民を含めた隣保活動の充

実を図る必要があることから、隣保館設置運営要綱が改正され、新たな事業が追加されるなど地域に開かれたコミュニティセンターとして具体的な役割が示されました。

【現在の隣保事業】

地域住民のニーズを正確に把握し、生活改善を図るなどの活動を持続的に進めると同時に、人権・同和問題に対する理解と認識を高めるための交流・啓発事業を重要課題として位置づけ、差別意識の解消を図るための場として活用することが大切です。

今後は、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人の基本的人権の尊重という意識を高めていく場として役割を果たす必要があり、そのために隣保館を誰もが気軽に利用できる、より幅の広い、住民を視野においた人権啓発の学習、啓発と交流の場として発展・定着させる必要があります。

守谷市文化会館は、これからも隣保事業の推進に努めてまいります。

守谷市文化会館生活相談員の業務概要について

地域住民の生活上の相談に応じ、関係行政機関と緊密な連携を保ちながら必要な指導を行い、もって地域住民の福祉の増進に資することを目的としています。

また、職務として、市長の定めるところにより次の職務を行うとしています。

(1) 基本的に週2日間(月8日間)の家庭訪問を行い、地域住民の相談に応じ、

必要に応じて関係行政機関と連携を保ちながら助言、指導を行う。

(2) 前号においての家庭訪問を行う日のうち、原則、最終週の1日(土曜日・

日曜日・祝日を除く毎月の最終週に1日)を文化会館にて勤務を要する日と

して、職員との情報交換、相談者への連携した対処方法の検討と決定、相談

日誌の記載内容の確認等を行う。

【守谷市文化会館生活相談員に関する規則より抜粋】

○守谷市文化会館生活相談員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保事業を円滑に進めるために委嘱する守谷市文化会館生活相談員(以下「生活相談員」というという。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 生活相談員は、地域住民の生活上の各種相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、必要な指導、助言等を行うものとする。

(委嘱)

第3条 生活相談員は、職務上必要な識見と熱意を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(定数)

第4条 生活相談員の定数は、若干人とする。

(任期)

第5条 生活相談員の任期は、1年とする。

2 市長は、特別な事由があるときは、前項の期間中においても生活相談員を免職することができる。

3 生活相談員は、再任されることが出来る。

(服務)

第6条 生活相談員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等に従わなければならない。

2 生活相談員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 生活相談員は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技術修得に努めなければならない。